



(裏面)

田尻町住民票の写し等の第三者等への交付に係る本人通知等制度について

- 1 この制度は、田尻町において、本制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（注1）を第三者等（自己等（注2）の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した事実について通知し、証明するものです。

(注1) 住民票の写し等……住民票（除票を含む）の写し、住民票（除票を含む）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む）の写し、戸籍（除籍を含む）謄抄本、戸籍（除籍を含む）記載事項証明書

(注2) 自己等……（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者  
（戸籍関係）自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者等に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に田尻町住民票の写し等交付通知書を送付します。事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記録され、又は記載されているものであっても事前登録をしていなければ対象とはなりません。
- 3 第三者等に住民票の写し等を交付した事実の証明が必要な場合は、田尻町住民票の写し等交付事実証明申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書と本人であることを証する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）を添えて、田尻町住民部住民課までお越しください。
- 4 証明する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種類及び件数（枚数）です（当該第三者等が事前登録者の代理人である場合は、その代理人の氏名と住所についても証明対象となります。）。
- 5 証明書の交付1件につき、手数料として300円が必要です。
- 6 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - (1) 事前登録希望者又は事前登録者が、疾病等により直接申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
  - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 7 郵便等により証明書の交付申請をするときは、田尻町住民票の写し等交付事実証明申請書に、田尻町住民票の写し等交付通知書、事前登録者本人であることを明らかにする書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替、返信用封筒（宛名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの）を同封してください。
- 8 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 9 事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。